第 12 次労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる 社会を実現するために

平成25年4月高知労働局

<目次>

1		計画のる	161	1	1
2		計画の期	間		1
3		計画の目	標		1
	(1) 労働	災割	통防止対策	1
			全体	ぬ目標	1
			重点	ほとする業種ごとの目標	2
	(2)健康	確保	マ対策	2
4		労働災害	防山	上を推進する上での課題	2
	(1)第1	1次	労働災害防止計画の実施結果について	2
	(2) 労働	災割	『の現状について	3
			業種	[別労働災害発生状況	3
			ア	建設業	4
			1	製造業	5
			ウ	林業	6
			エ	運輸業	7
			オ	第三次産業	7
			事業	镁場規模別労働災害発生状況	8
			年謝	別労働災害発生状況	8
	(3) 労働	者(D健康を巡る状況	8
			一般	B定期健康診断における有所見率の状況等	8
			職業	管性疾病の発生状況等	8
			メン	/タルヘルス対策	8
5				XIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	9
	(1)重点		する労働災害防止対策	
			重負	気寒を減少させるための重点業種への対策	
			ア	建設業対策	
			1	製造業対策	9
			ウ	林業対策	Ŭ
			労偅	加災害件数を減少させるための重点業種等への対策1	0
			ア	第三次産業(小売業等)対策1	0
			1	陸上貨物運送事業対策1	1

(2)重点	5とで	する健康確保・職業性疾病対策12
	メン	/タルヘルス対策1 2
	ア	メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組12
	1	ストレスへの気づきと対応の促進12
	ウ	取組方策の分からない事業場への支援12
	エ	職場復帰対策の促進12
	化与	学物質による健康障害防止対策13
	腰猏	痛・熱中症予防対策1 3
	ア	腰痛予防対策13
	1	熱中症予防対策13
	受重	加喫煙防止対策13
	ア	普及・啓発13
	1	受動喫煙防止対策の強化14
(3)業種	重横图	新的な取組14
	リフ	スクアセスメントの普及促進14
	ア	中小規模事業場へのリスクアセスメントと
		労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進14
	1	建設業の元方事業者と関係請負人による
		それぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進14
	ウ	労働衛生分野のリスクアセスメントの促進14
		月健康診断における事後措置の徹底1 4
	高年	F齢労働者対策1 4
	交通	通 労働災害防止対策1 5
	安全	E衛生に関する意識改革15
	ア	経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚15
	1	発注者等による安全衛生への取組強化15
	ウ	機械の安全対策の強化15

1 計画のねらい

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。

このため、昭和 33 年からこれまで 11 次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、関係業界、専門家などと協力しながら、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、現在に至ってもなお、仕事中の事故で命を失う人は毎年発生している。また、過重労働などを原因として脳・心臓疾患を発症し死亡したり(いわゆる「過労死」)、仕事による強いストレスを原因として精神障害を発症し、自殺したとして、平成 23 年度は合わせて 19 件に上る労災請求が行われている。さらに、負傷または疾病の療養のため 4 日以上仕事を休んだ人は、年間約 1,000 人となっている。

高知労働局では、このような現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、5年間にわたり高知労働局が重点的に取り組む事項を定めた新たな「高知労働局労働災害防止計画」をここに策定するものである。

2 計画の期間

本計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 5 か年計画とする。 ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応 じ計画の見直しを行うものとする。

3 計画の目標

(1) 労働災害防止対策

全体の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標の達成を目指す。

- ア 平成 29 年までに、労働災害による年間の死亡者数を過去最少の平成 20 年及び平成 23 年の 6 人より 15%以上減少させること。また第 12 次労働災害防止計画(以下「12 次防」という。) 期間中の死亡災害総数を第 11 次労働災害防止計画(以下「11 次防」という。) 期間中の死亡災害の総数(49人)の 15%以上減少させること。
- イ 平成 24 年と比して、平成 29 年までに、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数 を 20%以上減少させること。

重点とする業種ごとの目標

平成 24 年と比して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。 建 設 業 墜落・転落による労働災害の死傷者数を 20%以上減少させる。

はさまれ・巻き込まれによる労働災害の死傷者数を 20%以上減少させる。

激突されによる労働災害の死傷者数を20%以上減少させる。

製 造 業 はさまれ・巻き込まれによる労働災害の死傷者数を 20%以上減少させる。

林 業 激突されによる労働災害の死傷者数を 20%以上減少させる。

第三次産業 労働災害の死傷者数を 20%以上減少させる。

(2)健康確保対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

4 労働災害防止を推進する上での課題

(1)第11次労働災害防止計画の実施結果について

第11次労働災害防止計画の期間中(平成20年から平成24年までの5年間)の死亡者数は49人で、第10次労働災害防止計画(以下「10次防」という。)期間中(平成15年から平成19年までの5年間)の76人と比して35.5%の減少となった。11次防目標年(平成24年)の死亡者数は14人となり、目標の7人以下を達成するには至らなかった。

11 次防期間中の休業 4 日以上の死傷者数は 5,162 人となり、10 次防期間中の 6,114 人に比して 15.6%の減少となった。平成 24 年は 1,004 人で、目標の 979 人以下を達成するには至らなかった。

一般定期健康診断における有所見率は 11 次防期間中に増加し、平成 24 年における全国 平均値である 52.7%を上回る 59.7%となり、有所見率が全国平均を下回るという目標を 達成するまでには至らなかった。

(2)労働災害の現状について 業種別労働災害発生状況

業種別の死傷者数の推移

		10 次防期間			11 次	防期間中σ.	災害		
業	種	中の災害	H20 年	H21年	H22年	H23年	H24年	計	割合(%)
	全業種	(76)	(6)	(14)	(9)	(6)	(14)	(49)	
=	上未作	6,114	1,047	990	1,058	1,063	1,004	5,162	
製造業		(10)	(0)	(3)	(2)	(0)	(1)	(6)	(12.2)
₹	发但未	1,386	261	219	229	198	186	1,093	21.2
3	建設業	(28)	(3)	(3)	(2)	(3)	(8)	(19)	(38.8)
X	= 以未	1,295	192	146	156	169	163	826	16.0
ì	重輸業	(7)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)	(10.2)
	生 积 未	508	90	83	90	82	82	427	8.3
木	木 業	(12)	(0)	(3)	(1)	(1)	(1)	(6)	(12.2)
1	γ ж	707	128	110	134	119	102	593	11.5
第三次産業		(13)	(2)	(2)	(3)	(1)	(2)	(10)	(20.4)
		2,024	338	407	413	449	432	2,039	39.5
	 商 業		(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(4)	
	123 %		109	111	123	138	130	611	
	 保健衛生業		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	PK IZE 143 11 2X		71	99	110	105	113	498	
	接客娯楽業		(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	
			59	73	62	68	62	324	
	その他の		(0)	(1)	(1)	(1)	(2)	(5)	
	第三次産業		99	124	118	138	127	606	(2.1)
そ	の他の業種	(6)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(3)	(6.1)
		194	38	25	36	46	39	184	3.6

注:割合は全業種に対する割合 ()内は死亡者数であり内数である

11 次防期間中における死傷災害に占める業種別割合は、高い順に、第三次産業39.5%、製造業21.2%、建設業16.0%、林業11.5%、運輸業8.3%となっている。全業種に占める割合の最も高かった第三次産業は、年々その割合が増加している。死亡災害に占める業種別割合は、高い順に、建設業38.8%、第三次産業20.4%、製造業12.2%、林業12.2%、運輸業10.2%となっており、事故の型別では、墜落・転落が11人(22.4%)、交通事故が10人(20.4%)、はさまれ・巻き込まれが7人(14.3%)、激突されが6人(12.2%)、転倒が4人(8.2%)、飛来・落下が3人(6.1%)となっている。

ア 建設業

建設業における事故の型別死傷者数

		11 次防期間中の災害												
事故の型	10 次防期間中の災害	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	はさまれ 巻き込まれ	切れこすれ	交通事故 (道路)	動作の反動・無理な動作	左記以外)	計	増減率 (%)		
建設業	1,295	256	86	34	100	95	87	23	55	90	826	-36.2		
		(31.0)	(10.4)	(4.1)	(12.1)	(11.5)	(10.5)	(2.8)	(6.7)	(10.9)				
土木工事	586	80	43	11	55	46	33	7	19	43	337	-42.5		
建築工事	612	147	31	18	36	33	49	13	32	31	390	-36.3		
その他	97	29	12	5	9	16	5	3	4	16	99	2.1		

注.()は事故の型別の割合

11 次防期間中の建設業における労働災害は、10 次防期間中と比して、死傷災害が36.2%減少、死亡災害が32.1%減少となっており、いずれも大幅に減少している。

しかし、全産業に占める労働者の割合が1割未満であるところ、労働災害の割合は、 死傷災害で16.0%、死亡災害で38.8%を占めている。

事故の型別でみると、墜落・転落が死傷災害では31.0%、死亡災害では60.7%を占めている。中でも、墜落防止のための手すりがないもの、安全帯を使用していないものなど、基本的な安全対策の不備に起因する災害が多く認められる。死亡災害について更に詳細にみると、足場、屋根から墜落・転落したもの、路肩から建設機械ごと転落したもの等が多く認められる。

また、死傷災害を工事の種類別でみると、建築工事業が多くを占めている。その割合は、10次防期間中は47.2%、11次防期間中は47.2%となっている。

イ 製造業

製造業における事故の型別死傷者数

		10 次防期間中の災害					11 次队	前間中	の災害				
	事故の型		墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	交通事故 (鱼路)	動作の反動・無理な動作	左記以外)	計	増減率 %) 10 次防期間中の災害との
	製造業	1,386	113	135	44	101	304	149	5	101	141	1,093	-21.1
1.			(10.3)	(12.4)	(4.0)	(9.2)	(27.8)	(13.6)	(0.5)	(9.2)	(12.9)		
	食料品	296	19	64	15	10	54	57	2	29	45	295	-0.3
	木材·木製品	224	9	13	4	13	35	17	0	9	13	113	-49.6
	パルプ等紙・紙加工品	94	6	5	3	4	44	8	0	9	1	80	-14.9
	金属製品	219	10	10	1	21	26	5	0	8	13	94	-57.1
	輸送用機械	85	16	8	7	11	16	5	0	11	18	92	8.2
	その他の製造業	468	53	35	14	42	129	57	3	35	51	419	-10.5

注.()は事故の型別の割合

11 次防期間中の製造業における労働災害は、10 次防期間中と比して、死傷災害が21.1%減少しているものの、全産業における割合は、21.2%と高い割合を示している。

死傷災害を事故の型別でみると、はさまれ・巻き込まれが27.8%を占めている。 起因物別でみると、動力機械が27.0%を占めており、機械の安全装置を有効に保持していない、点検等の非定常作業時に機械を確実に停止していないなど基本的な安全対策の不備に起因する災害が多く認められる。

さらに、製造業における死傷災害の割合は、食料品製造業 27.0%、木材・木製品製造業 10.3%、金属製品製造業 8.6%、輸送用機械製造業 8.4%、パルプ・紙・紙加工品製造業 7.3%となっており、事故の型別では以下の状況が見られる。

(ア)食料品製造業

転倒が 21.7%を占めている。次いで、切れ・こすれ(19.3%)、はさまれ・巻 き込まれ(18.3%)となっている。

(イ)木材・木製品製造業

はさまれ・巻き込まれが30.9%を占めている。

(ウ)パルプ等紙・紙加工品製造業

はさまれ・巻き込まれが55.0%を占めている。

(工)金属製品製造業

はさまれ・巻き込まれが27.7%を占めている。

(オ)輸送用機械製造業

墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれが17.4%を占めている。

ウ 林業

林業おける事故の型別死傷者数

10 11 次防期間中の災害												
事故の型	次防期間中の災害	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	はさまれ 巻き込まれ	激突され	切れこすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外)	計	増減率 %) 10 次防期間中の災害との
林業	707	50	87	10	83	29	117	160	16	41	593	-16.1
		(8.4)	(14.7)	(1.7)	(14.0)	(4.9)	(19.7)	(27.0)	(2.7)	(6.9)		

注.()は事故の型別の割合

11 次防期間中の林業における労働災害は、10 次防期間中と比して、死傷災害が16.1%減少、死亡災害が50.0%減少となっており、いずれも減少している。

しかし、全産業に占める労働者の割合が1%未満であるところ、労働災害の割合は、 死傷災害で11.5%、死亡災害で12.2%を占めている。

死傷災害を事故の型別でみると、切れ・こすれが27.0%、激突されが19.7%、飛来・落下が14.0%となっている。中でも、伐木作業、かかり木処理、下刈り作業等において、作業手順を徹底せず、不適切な方法で作業を遂行したことに起因する災害が多く認められる。

さらに、近年は高性能林業機械による災害事例が目立ってきている。

工 運輸業

運輸業における事故の型別死傷者数

	10					11 次阶	前間中	の災害				
事故の型	次防期間中の災害	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	はさまれ 巻き込まれ	切れこすれ	交通事故 (道路)	動作の反動 無理な動作	左記以外)	計	増減率 %) 10 次防期間中の災害との
運輸業	508	109	57	31	23	51	5	40	75	36	427	-15.9
		(25.5)	(13.3)	(7.3)	(5.4)	(11.9)	(1.2)	(9.4)	(17.6)	(8.4)		
陸上貨物	415	98	37	27	20	49	3	25	57	29	345	-16.9
その他	93	11	20	4	3	2	2	15	18	7	82	-11.8

注.()は事故の型別の割合

11 次防期間中の運輸業における労働災害は、10 次防期間中と比して、死傷災害が15.9%減少、死亡災害が28.6%減少となっており、いずれも減少している。

しかし、全産業に占める労働者の割合が5%未満であるところ、労働災害の割合は、 死亡災害で10.2%、死傷災害で8.3%を占めている。

事故の型別でみると、死亡災害の約60%を交通事故、死傷災害の25.5%を墜落・ 転落が占めている。

オ 第三次産業

第三次産業おける事故の型別死傷者数

	10					11 次队	方期間中	の災害				
事故の型	次防期間中の災害	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	はさまれ 巻き込まれ	切れこすれ	交通事故 (貧路)	動作の反動・無理な動作	/ 左記以外)	計	増減率 (%)
第三次産業	2,024	225	568	72	56	121	158	225	395	219	2,039	0.7
		(11.0)	(27.9)	(3.5)	(2.7)	(5.9)	(7.7)	(11.0)	(19.4)	(10.7)		
商業		70	181	20	22	55	51	81	78	53	611	
保健衛生業		34	137	16	3	12	21	32	193	50	498	
接客娯楽業		30	87	10	12	15	46	5	47	72	324	
その他		91	163	26	19	39	40	107	77	44	606	

注.()は事故の型別の割合

11 次防期間中の第三次産業における労働災害は、10 次防期間中と比して、死傷災害は 0.7%の微増となっている。全産業に占める労働者の割合は、サービス経済化の進展によって増加し、7割を上回ってきており、これに伴い、全産業に占める死傷災害の割合は 39.5%であり、最も多くを占め、死亡災害の割合も全業種の 20.4%となっている。

死傷災害を業種別でみると、商業 30.0%、保健衛生業 24.4%、接客娯楽業 15.9% となっている。また、事故の型別でみると、転倒 27.9%、動作の反動・無理な動作 19.4%、交通事故(道路)11.0%となっている。

事業場規模別労働災害発生状況

事業場規模別に休業4日以上の労働災害の発生率をみると、県内の労働者の7割以上が働いている労働者数100人未満の中小規模事業場で約86%が発生しており、中でも労働者数50人未満の事業場が約76%を占めている。

年齡別労働災害発生状況

年齢別の労働災害の発生状況は、少子・高齢化社会の進展に伴い、労働力人口の高齢 化が進む中で、50歳以上の高年齢労働者の占める割合が高くなっており、死亡災害の約 6割、死傷災害の約4割以上を占めている。

(3) 労働者の健康を巡る状況

一般定期健康診断における有所見率の状況等

労働者の健康状況は、一般定期健康診断結果をみると、何らかの所見のある労働者の割合が11次防期間中に毎年増加し、平成24年には59.7%に達している。

職業性疾病の発生状況等

11 次防期間中においても、じん肺症、振動障害が新規に発生しており、依然として後を絶たない状況にある。

また、災害性腰痛は業務による疾病全体の約半数を占めている。

さらに、石綿等による健康障害は今後も引き続き発生するおそれがあり、石綿等が吹き付けられ飛散するおそれのある建築物等の解体等の作業に係るばく露防止対策はもちるんのこと、石綿等が吹き付けられ飛散するおそれのある建築物等の内部における作業等に係るばく露防止対策及び健康診断の実施等の健康管理の徹底が求められる。

メンタルヘルス対策

11 次防期間中、労働者が30人以上規模の製造業や建設業、林業の562事業場を対象にメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合を調査したところ、回答があった361事業場のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、183社(50.7%)であり、メンタルヘルス対策の普及が求められる。

- 5 第 12 次労働災害防止計画における対策
- (1) 重点とする労働災害防止対策

重篤災害を減少させるための重点業種への対策

ア 建設業対策

建設業労働災害防止協会高知県支部と協力し、以下の事項に取り組む。

(ア)墜落・転落災害の防止対策

(目標)

平成24年(45人)と比して、墜落・転落による死傷者数を20%以上減少させる。

墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落の割合は約 15%を占め、はしご、屋根、作業床の端等からの墜落・転落が約 40%を占めるため、足場の設置及び足場からの墜落・転落災害防止対策を推進する。

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定の条件下でハーネス型の安全帯の使用等、 墜落時に衝撃が少ない安全帯の使用についても勧奨する。

(イ)はさまれ・巻き込まれ災害及び激突され災害の防止対策

(目標)

平成 24 年 (22 人) と比して、はさまれ・巻き込まれによる死傷者数を 20%以上減少させる。

車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害及び激突され災害による死亡事故が多く発生していることから、危険業務への有資格者の配置、安全装置の有効保持、立入禁止措置の徹底や誘導者の配置を事業者に指導する。

イ 製造業対策

高知県労働基準協会連合会及び林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部と協力し、以下の事項に取り組む。

(ア)はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

(目標)

平成 24 年 (55 人) と比して、はさまれ・巻き込まれによる死傷者数を 20%以上減少させる。

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業及び食料品製造業については、死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

(イ)転倒及び墜落・転落災害防止対策の推進

(目標)

平成 24 年 (34 人) と比して、転倒及び墜落・転落による死傷者数を 20%以上減少させる。

食料品製造業及び輸送用機械器具製造業については、転倒及び墜落・転落災害

防止を重点に4 S活動(整理、整頓、清潔、清掃)の普及促進を図るとともに、 事業場の安全衛生管理体制の確立を図る。

ウ 林業対策

林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部と協力し、以下の事項に取り組む。 (ア)激突され災害防止対策の推進

(目標)

平成24年(18人)と比して、激突されによる死傷者数を20%以上減少させる。

「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の徹底をはじめ、作業手順に基づいた適切な作業の遂行の徹底を図る。また、チェーンソー、刈払機及び高性能林業機械等による災害の防止のため、安全な作業方法の徹底を図る。

対策の推進に当たっては、四国森林管理局、高知県との連携を図るとともに、 林材業労働災害防止協会高知県支部、各地区の森林組合等における活動に対する 指導援助により、自主的な労働災害防止活動の促進を図る。

労働災害件数を減少させるための重点業種等への対策

(目標)

平成 24 年と比して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。 小 売 業 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。 社会福祉施設 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。 飲 食 店 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。 陸上貨物運送事業 労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。

平成 24 年死傷	目標値				
小売業	103	84			
社会福祉施設	69	55			
飲食店	33	26			
陸上貨物運送業	66	52			

(講ずべき施策)

小売業・社会福祉施設及び飲食店(以下「小売業等」という。)、陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に 占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として、以下 の事項に取り組む。

ア 第三次産業(小売業等)対策

(ア)安全衛生管理体制の強化

小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、これらの実態を踏まえて、正規・非正規の別を問わず、雇い入

れ時等における安全衛生教育の実施等、充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう指導する。

(イ)小売業に対する集中的取組

- a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上 小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生してい る転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりう るものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止 に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として 職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の 防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、大規模店 舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。
- b バックヤードを中心とした作業場の安全化 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードの作業の実態に着目して、リスクアセスメント、KY活動等による危険の 低減を事業場に働きかける。
- (ウ)社会福祉施設(介護施設)に対する集中的取組

社会福祉施設(介護施設)に対して、県や市町村と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 S活動の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

(エ)飲食店に対する集中的取組

飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で死傷災害全体の半数を占めている ため、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組 事例集及び安全衛生対策マニュアル等が作成された際には、これらの普及を図る とともに、事業場に対する指導等に活用する。

イ 陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部と連携して、以下の取組を重点に 行う。

(ア)荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生しているため、「陸 上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図る。

(イ)トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成を指導する。

(ウ)荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する

陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担を、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが労働災害防止につながるため、荷主に要請する。

(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

(目標)

平成 29 年までに、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。

メンタルヘルス対策支援センター、高知産業保健推進連絡事務所と協力し、以下 の事項に取り組む。

(講ずべき施策)

ア メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

イ ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進すると ともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

ウ 取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もあることから、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。

エ 職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組む ことができるよう、メンタルヘルス対策支援センターの利用促進を図り、また、働 く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知を図る。

化学物質による健康障害防止対策

(目標)

労働者の健康確保のため、特殊健康診断が義務づけられている事業場における特殊健康診断の受診率を80%以上とする。

(講ずべき施策)

労働安全衛生法で義務づけられている特殊健康診断が未実施の事業場が見受けられたため、特殊健康診断の必要性がある事業場の把握に努め、特殊健康診断の 実施を指導する。

腰痛・熱中症予防対策

(目標)

腰 痛 平成 24 年と比して、平成 29 年までに、社会福祉施設の腰痛を含む労 働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。

熱中症 平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数(各期間中(5 年間)の合計値)を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

ア 腰痛予防対策

(ア) 腰痛予防教育の強化

特に腰痛が懸念される社会福祉施設(介護施設)、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時の教育等に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

(イ) 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及(再掲)

社会福祉施設(介護施設)に対して、県や市町村と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策 指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

イ 熱中症予防対策

熱中症が多く発生している業種に対して、適切な時期に「職場における熱中症予防対策マニュアル」を配付し、熱中症対策を促進する。

受動喫煙防止対策

(講ずべき施策)

ア 普及・啓発

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

イ 受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事

業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を図る。

(3)業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

ア 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの 導入促進

中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、 労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

イ 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会高知県支部と連携して指導する。

ウ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。

定期健康診断における事後措置の徹底

定期健康診断における医師からの意見聴取等の事後措置の徹底、健康診断の結果に 基づく保健指導、健康教育、健康相談等の実施等について指導する。

高年齡労働者対策

高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場のリスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。

交通労働災害防止対策

交通労働災害を減少させるためには、事業者は、その対策を自動車を運転する労働者まかせにするのではなく、目的地までの距離、道路事情を勘案した適切な走行管理、 睡眠時間に配慮した過労運転を行わせない適切な労働時間管理、安全意識を高める教育を始め、事業者による安全管理を徹底することが重要である。このような観点から、 業種を問わず、あらゆる機会をとらえて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底を図る。

安全衛生に関する意識改革

ア 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会 を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

イ 発注者等による安全衛生への取組強化

(ア) 発注者等による安全衛生への取組強化

外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者に対する取組を強化する。

(イ) 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する 陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普 及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促 進する。

(ウ) 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工 時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へ その経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の 公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。

特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、国、高知県や各市町村等に対して広報に努める。

ウ 機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発 していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生してい るため、機械設備の本質安全化を推進する。